

## 特定商取引に関する法律施行令第34条で規定する物品の具体例

| 番号 | 物 品  | 具 体 例   |
|----|--|---|
| 1  | 自動車(二輪のものを除く。)                                   |   |
| 2  | 家庭用電気機械器具(携行が容易なものを除く。)                          | 電気温水器(給湯機)、電気食器洗い機、浴室乾燥機、テレビ受像機(付加機能付きのものを含む。)、ステレオ、電気ヒーター・ストーブ、電気こたつ、電子レンジ、衣類乾燥機(業務用は除く。)、電気冷蔵庫(冷凍庫と一体のものを含む。)、エアコン、電気洗濯機(業務用を除く。)、電気カーペット、電気マッサージチェア、電動式健康機器(エクササイズマシン)、コンロ、照明、換気扇、プリンター、シュレッダー、電気掃除機、空気清浄機、除湿機、扇風機、冷風機、精米機、ワインセラー・ワインクーラー、ビデオディスクプレーヤー、DVDプレーヤー、ブルーレイディスクを内蔵したビデオプレーヤー、電気がま及び電気ジャー、ミシン、ホットプレート、ホームベーカリー、液晶ディスプレイ、プロジェクター |
| 3  | 家具   | たんす、机、いす及び腰掛け、鏡台、ソファー、ベッド、マットレス、テーブル、レンジ台、テレビ台、棚、サイドボード、げた箱、衣類整理箱、金庫  |
| 4  | 書籍   | 事典、全集物、写真集、問題集、雑誌、単行本   |
| 5  | 有価証券   |   |
| 6  | レコードプレーヤー用レコード及び磁気的方法又は光学的方法により音、影像又はプログラムを記録した物 | レコードプレーヤー用レコード、レーザーディスク、テープレコーダー用テープ、ビデオテープレコーダー用テープ、コンパクトディスク、DVD、ブルーレイディスク、コンピューター用ソフト(家庭用コンピューターゲームに用いられるプログラムを記録した物を含む。)  |